

大阪市東淀川区における見守り活動を行う認定団体の活動にかかる実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市東淀川区における見守り活動を必要とする要援護者の個人情報の取扱いに関する要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、認定団体が見守り活動を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(見守り活動の開始)

第2条 要綱第3条の認定団体が見守り活動を行う場合は、要綱第4条の申し出を行うまでに、見守り活動開始届（様式1）及び個人情報取扱い体制報告書（要綱様式5）を、東淀川区長（以下「区長」という。）に提出しなければならない。

(見守り活動の終了)

第3条 認定団体が見守り活動を終了する場合は、要綱第9条に記載する個人情報の返還を行うとともに、見守り活動終了届（様式2）を区長に提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和8年9月1日より施行する。